

高額医療費資金貸付申込書（ 年 月診療分）

被 保 険 者 記 入 欄	被保険者証 記号番号	-	所属	室・部・G 支社 会社					
	フリガナ			TEL					
	被保険者名			生年月日	S・H・R	年	月	日	
	受療者の氏名			生年月日	S・H・R	年	月	日	続柄
	医療機関	名称					傷病名		
		所在地							
	療養を受けた 期間	自	年	月	日	から	請求された額		円
	至	年	月	日	日間				
他の制度により自己負担相当額またはその一部の支給を受けられるかどうか									
いずれかに○印 をつけてください	<input type="checkbox"/> 受けられる 制度名（ ） 費用徴収 有・無						<input type="checkbox"/> 受けられない		
高額医療費貸付規定により貸付金の貸付を受けたいので、上記のとおり申し込みます。 年 月 日 被保険者（申込者） 住 所 〒 - 電 話 () - () - () 氏 名 日本生命健康保険組合理事長殿									
振込希望 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合				普通 ・ 当座	申込者預金 口座番号			
	口座名義人								

- ・ 2人以上の受療者分について貸付を受けようとする場合は、本申請書を各々作成し、一括申込をすること。
- ・ 当申込書に医療機関の内訳のある請求書または領収書を添付すること。
- ・ 請求月ごとに申込書を作成すること。

貸付 決定	年月日	年	月	日	常務理事	事務長	担当者	資 格			
	金額	円						取得	年	月	日
								喪失	年	月	日
決定 期間	自	年	月	日	から	支払	年 月 日				
	至	年	月	日	日間	返済	年 月 日				
算出 基礎						備 考	(標) _____ 千円				

(別添)

高額医療費資金貸付規程

第1条 (目的)

この規程は、健康保険法（以下「法」という。）第115条の規定による高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給を受けることが見込まれる者に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、療養に要する費用を貸付けることにより、被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）及びその被扶養者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2条 (貸付対象者)

資金の貸付を受けることができる者は、日本生命健康保険組合の被保険者であって、高額療養費の支給を受ける見込みがあり、かつ、その高額療養費の支給の対象となる月分にかかる療養に要する費用について医療機関等から請求を受けた者又はその費用を支払った者とする。

ただし、他の法令により、当該療養に要する費用について公費負担がある場合を除く。

第3条 (貸付額)

資金の貸付額は、高額療養費支給見込額の100分の80とする。

ただし、算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数は貸し付けない。

第4条 (貸付利息)

貸付金には、利息を付さない。

第5条 (貸付申込)

資金の貸付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、高額医療費資金貸付申込書に次の書類を添付し日本生命健康保険組合に提出しなければならない。

(1) 医療機関等からの療養に要する費用の内訳のある請求書又は領収書。

(2) 申込者が市町村民税を課されない者又は生活保護法の要保護者であるときはその旨が明らかになる書類。

第6条 (資金貸付の決定等)

理事長は、申請書を受理したときは、すみやかに審査し、貸付の可否及び貸付額を決定しなければならない。

2. 理事長は、貸付の可否及び貸付額を決定したときは高額医療費貸付可否決定通知書により、申込者に通知するものとする。

3. 申込者は、高額医療費資金貸付決定通知書を受領したときは、当該貸付けに係る借用書を理事長に対し提出するものとする。

第7条 (貸付けの方法)

貸付金の貸付方法は、組合窓口の現金払い又は金融機関（銀行又は郵便局）への送金とする。

第8条 (貸付期間等)

資金の貸付期間は、当該貸付金にかかる高額療養費が支給されるまでの間とする。

2. 前項の規定にかかわらず高額療養費の額が貸付金の額に満たないときは、その差額分については、理事長の指定する日までとする。

第9条 (即時償還)

理事長は、資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が偽りの申込、又は不正の手段により貸付けを受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、ただちに償還させるものとする。

第10条 (高額医療費が不支給になった場合の取扱い)

理事長は、当該貸付金にかかる高額医療費が不支給になったことを知ったときは、期日を指定して償還させるものとする。

第11条 (領収書等の交付)

理事長は、貸付金の全額が償還されたときは、借受人に対し、当該貸付金にかかる領収証を交付するとともに、借用書を返還するものとする。

附則

この規程は平成15年3月1日から施行し、昭和59年10月診療分から適用する。